

○神河町空き家等おかたづけ支援事業補助金交付要綱

令和4年6月27日

要綱第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、利活用可能な空き家等を確保し、UJIターンの促進等による地域の活性化を図るため、売買若しくは賃貸借するための町内空き家等の家財道具の処分等に要する経費の全部又は一部を交付する神河町空き家等おかたづけ支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、神河町補助金等交付規則(平成17年神河町規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 6月以上使用しておらず神河町空き家及び空き土地バンク事業(以下「空き家バンク」という。)に登録した、又は登録しようとする建築物
- (2) UJIターン 神河町から町外へ移住した後再び神河町へ移住すること、町外から都市等へ移住した後神河町へ移住すること、又は町外から神河町へ移住することをいう。
- (3) 家財処分等 当該空き家に残されている全ての家財の処分、清掃、敷地内の雑草雑木の除却等をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内の自己の所有する、若しくは親族の所有する空き家を売買又は賃貸借するため、家財処分等を行う者であること。
- (2) 3親等以内の者へ売買及び賃貸借する空き家でないこと。
- (3) 税等を世帯員のいずれもが滞納していないこと。
- (4) 神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)に規定する暴力団に係る者でないこと。

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、空き家を10年以上賃借する、又は売却するために家財処分等を行う事業であって、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業とする。

(補助の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) ごみ収集及び運搬料金
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (4) 家財等を処分する経費

(5) 敷地内の樹木伐採、草刈等の環境整備に係る経費
(補助金の算定等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、予算の範囲内で算定する。ただし、20万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神河町空き家等おかたづけ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 見積書
- (3) 現況写真
- (4) 納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査、必要に応じて行う調査等により、予算の範囲内において交付の適否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定をしたときは、規則第6条の規定により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、神河町空き家等おかたづけ支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業開始前及び事業完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、完了検査を行った後、規則第14条の規定により、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項の規定により、補助金等交付請求書を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、同一敷地内の空き家に対し1回限りとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しその全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。